

しんきん純金積立

2019年4月1日現在

商品名(愛称)	しんきん純金積立
---------	----------

販売対象	・個人
期間	・1年間(1年経過後、毎年自動継続)
購入代金 (1) 購入代金 金額 (2) 購入代金 単位	・毎月3,000円以上 ・年2回1,000円以上(1,000円単位)で増額できます ・1,000円単位
購入代金の支払	・毎月、所定の振替日に指定預金口座から自動引き落としします
金地金の購入方法	・購入代金をお支払いいただいた月の翌月の毎営業日に当庫店頭販売価格にて一定金額(月購入金額÷営業日数)ずつ購入します
金地金の購入単位	・グラム単位小数点第5位まで(小数点第6位切上げ)
金地金の保管	・購入した金地金は提携先が保護預かりします
金地金の引き出し方法	・現物引き出し ・売却 ・金貨等との等価交換
	・100g以上100g単位で引き出しできます
	・当庫店頭買取価格で売却し、換金できます ・売却代金は当庫指定の日に指定預金口座へ入金します
	・当庫所定の方法により換算した当庫指定の金貨等と等価交換することができます
残高のお知らせ	・毎年4月と10月に、前月末日までの残高をお知らせします
年間手数料	・年間840円(消費税を含みます)
購入委託手数料	・購入代金1,000円につき月額25円(消費税を含みます)
金地金の送付料	・送付料(保険付)は実費をご負担願います
税金	・金地金の売買には消費税が課税されます ・また、売却時に利益が出た場合は、雑所得として取扱われます ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
元本の保証	・元本の保証はありません ・金は毎日価格が変動する商品です 売却する際、購入価格を下回ることもありますのでご了承ください

<p>苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、フリーダイヤル0120-191142）にお申し出ください ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の対象預金となりません